

(目的)

第1 この要綱は、社会情報学会（以下、学会という）が、その学術研究の目的を達成するために刊行する学会誌の編集ならびに刊行に関する学会誌編集委員会の役割について定める。

(学会誌の種類)

第2 学会誌は和文からなる「社会情報学」（以下、和文誌という）と英文からなる「Journal of Socio-Informatics」（以下、英文誌という）とする。

(学会誌の刊行)

第3 学会誌は、原則として和文誌は毎年度3回刊行、英文誌は毎年度1回刊行とする。

(学会誌の構成)

第4 学会誌の構成については、以下の通りとする。

和文誌：学術論文、研究、展望・ノート、その他

英文誌：Original Paper, Research Note, Others

(編集長)

第5 編集長については、以下の通りとする。

(1) 学会誌編集委員会に、年度ごとに編集長を置く。なお、編集長の任期は、担当する巻の各号の刊行までとする。

(2) 編集長は、学会誌編集委員長が学会誌編集委員会の議を経て、これを委嘱する。

(3) 編集長は、投稿原稿の審査全体を統括する。なお、学会誌編集委員会は、編集長を補佐する目的で副編集長を若干名、置くことができる。

(編集担当責任者)

第6 編集担当責任者については、以下の通りとする。

(1) 学会誌編集委員会に、号ごとに編集担当責任者を置く。なお、編集担当責任者の任期は、担当する号の刊行までとす

る。

(2) 編集担当責任者は、学会誌編集委員長が学会誌編集委員会の議を経て、これを委嘱する。

(3) 編集担当責任者は、各号の学会誌の編集・刊行に当たる。なお、学会誌編集委員会は編集担当責任者を補佐する目的で副編集担当責任者を若干名、置くことができる。

(投稿の公募と要領)

第7 投稿の公募と要領については、以下の通りとする。

(1) 和文誌の学術論文等の投稿は、常時受け付ける。

(2) 英文誌への投稿は、常時受け付ける。

(3) 投稿の要領は、和文誌の場合は「社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱」により、英文誌の場合は「Instruction for Authors」による。

(投稿の扱い)

第8 投稿方法は、オンラインによる投稿による。投稿された原稿については、審査担当委員は投稿者および到着日を記録簿に記録した後、可及的速やかに当該号の編集長宛に回付する。

(学術論文の回付)

第9 編集長は、採択と決定した学術論文を可及的速やかに編集担当責任者に回付する。

(要綱の運用)

第10 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することについては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第10 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議により、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年9月21日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年7月8日より施行する。